

該当部分	改正後	現 行
第1章 第2節 資料2-2 2の(1)(2)	第1章 総則 第2節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等」 _____ _____ _____行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。 _____ _____	第1章 総則 第2節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等」 <u>対策指針において今後検討される「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。</u> <u>※PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載</u>
第1章 第2節 第2 資料2-2 2の(1)(2)	第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 <u>UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとされている。</u> <u>そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。</u>	第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 <u>(PPA：Plume Protection Planning Area)</u> <u>UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があるとされている。</u> <u>プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</u> <u>※ PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定</u>

該当部分	改正後	現 行
第1章 第3節 第1 資料2-2 1	<p>第1章 総則</p> <p>第3節「緊急事態区分及び緊急時活動レベル」</p> <p>第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）</p> <p><u>第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策</u></p> <p><u>事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL3の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。</u></p> <p>上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節「緊急事態区分及び緊急時活動レベル」</p> <p>第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）</p> <p>上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。</p>

該当部分	改正後				現 行				
	区分	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)		区分	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)
	事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階		事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
	措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出		措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出

該当部分	改正後	現 行
<p>第1章 第5節 第3</p> <p>資料2-2 2の(1)(2)</p>	<p>後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施</p> <p>福島第一原子力発電所に係る住民防護措置の例</p> <p>避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p> <p>避難指示区域：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称</p> <p>第1章総則 第5節「計画の基礎とするべき原子力災害の想定」 第3 予測される影響</p>	<p>後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施</p> <p>第1章総則 第5節「計画の基礎とするべき原子力災害の想定」 第3 予測される影響</p> <p>1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</p> <p>対策指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、予防的防護措置を準備する地域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）として、それぞれ、原子力施設から概ね半径5km及び30kmが目安とされた。また、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）の検討についても示されている。</p>

該当部分	改正後	現 行
<p>第1章 第6節 第1</p>	<p>1 本県における具体的影響、想定等</p> <p>(2) 想定</p> <p>UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。県及び市町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。</p> <p>また、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリング（空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度モニタリング）結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。</p> <p>県においては環境放射能モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。</p> <p>第6節 リスクコミュニケーションの充実</p> <p>県民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。</p> <p>第1 リスクコミュニケーションの実施方策</p> <p>放射性物質が拡散し、県内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、観光業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。</p> <p>このため、県（県民生活部・その他各部局）は、県民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、</p>	<p>2 本県における具体的影響、想定等</p> <p>(2) 想定</p> <p>UPZ外においても、プルーム通過時には放射性物質の被ばく等の影響などが想定されることから、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置を想定する必要がある。</p> <p>※具体的影響については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等が検討中のため、対策指針の見直し後記載予定</p>

該当部分	改正後	現 行
	<p data-bbox="392 231 1209 311">平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。</p> <p data-bbox="392 327 896 359">1 原子力防災に関する知識の普及と情報共有</p> <p data-bbox="392 375 1209 454">(1) 県民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。</p> <p data-bbox="392 470 1187 502">(2) 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。</p> <p data-bbox="392 566 896 598">2 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達</p> <p data-bbox="392 614 1209 694">重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、住民等に的確に伝達するよう努める。</p> <p data-bbox="392 758 1209 837">3 環境放射能モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供</p> <p data-bbox="392 853 1209 933">環境放射能に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。</p> <p data-bbox="392 997 772 1029">4 県民生活への影響にかかる説明</p> <p data-bbox="392 1045 1209 1173">2及び3で県民に提供する情報について県民生活にどのような影響があるか、専門家や国等の助言を受けながら県民に分かりやすく説明するよう努める。</p> <p data-bbox="392 1236 616 1268">5 相談体制の整備</p> <p data-bbox="392 1284 1209 1364">重大な事故が発生した場合、住民等からの問合せに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や専門家の派遣などの協力を得て、的</p>	

該当部分	改正後	現 行
第2章 第3節 第1 資料2-2 2の(4)(5)	<p><u>確な相談ができる体制整備に努める。</u></p> <p>第2章 予防 第3節「避難活動体制等の整備」 第1 避難体制等の整備 1 避難等の準備</p> <p>県（県民生活部）は屋内退避の指示が出された<u>場合を想定し、当該市町と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。</u></p> <p>なお、<u>避難等の準備に当たっては</u>、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ<u>要配慮者の避難について、</u>十分配慮する。</p> <p>2, 3略</p> <p>4 安定ヨウ素剤の<u>配布</u>体制の整備</p> <p><u>本県における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県（県民生活部・保健福祉部）及び市町としては、国の備蓄や配布方法等の検討状況を踏まえ、必要に応じて配</u></p>	<p>第2章 予防 第3節「避難活動体制等の整備」 第1 避難体制等の整備 1 避難計画の策定等</p> <p>県（県民生活部）は、避難計画を策定するとともに、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、県警察、原子力事業者、県バス・タクシー協会等関係団体の協力のもと、市町が策定する屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な支援を行う。</p> <p>なお、<u>避難計画の策定等に当たっては</u>、医療機関、社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設の入院患者、入所者をはじめ<u>避難行動要支援者の避難について、</u>十分配慮する。</p> <p>※避難計画の策定については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中</p> <p>2, 3略</p> <p>4 安定ヨウ素剤の<u>投与</u>体制の整備</p> <p>県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、緊急時の手順や体制を整備する。</p> <p>市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよ</p>

該当部分	改正後	現 行
<p>第3節 第2 資料2-2 2の(1)(2)</p>	<p><u>布体制の整備を検討する。</u></p> <p>第2 避難指示の判断</p> <p>1 避難等の判断基準等</p> <p><u>国が主体となって実施する</u>緊急時モニタリング結果<u>や県の環境放射能</u> <u>モニタリングの結果</u>などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。</p> <p>2 屋内退避</p> <p>大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。</p> <p><u>UPZ外</u>における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心<u>であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。</u></p> <p><u>国の指示を受けた県及び市町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に</u></p>	<p><u>う体制を整備する。</u></p> <p><u>※安定ヨウ素剤の配備等については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等</u>を検討中</p> <p>第2 避難指示の判断</p> <p>1 避難等の判断基準等</p> <p>_____緊急時モニタリング結果_____</p> <p>_____などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。</p> <p>2 屋内退避</p> <p>大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。</p> <p><u>P P A</u>における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされており、本県の一部の地域がP P Aに含まれることも想定されることから、<u>県（県民生活部）及び関係市町は、屋内退避等に係る伝達方法等</u>について整備する。</p>

該当部分	改正後	現 行
<p>第2章</p> <p>第5節</p> <p>第1</p> <p>資料2-2</p> <p>2の(5)</p> <p>第3章</p> <p>第4節</p> <p>第2</p> <p>資料2-2</p> <p>2の(1)</p>	<p><u>指示する。</u></p> <p><u>また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速な屋内退避の解除に努める。</u></p> <p>県（県民生活部）及び関係市町は、<u>これらの指示を実行するための</u>伝達方法等について整備する。</p> <p>第2章</p> <p>第5節「住民等の健康対策」</p> <p>第1 資機材の整備等</p> <p>2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>県（保健福祉部）は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、_____、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。（以下省略）</p> <p>第3章 応急対策</p> <p>第4節「屋内退避・避難誘導等」</p> <p>第2 屋内退避、避難等の実施</p> <p>1 住民等に対する周知</p> <p>原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県（県民生活部）及び関係市町は、住民に対して情報提供を行う<u>とともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p> <p><u>なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者_____</u>に対する周知方法については、特段の配慮を行う。</p>	<p>第2章</p> <p>第5節「住民等の健康対策」</p> <p>第1 資機材の整備等</p> <p>2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>県（保健福祉部）は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。（以下省略）</p> <p>第3章 応急対策</p> <p>第4節「屋内退避・避難誘導等」</p> <p>第2 屋内退避、避難等の実施</p> <p>1 住民等に対する周知</p> <p>原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県（県民生活部）及び関係市町は、住民に対して情報提供を行う_____。</p> <p><u>特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される避難行動要支援者</u>に対する周知方法については、特段の配慮を行う。</p>

該当部分	改正後	現 行
<p>第3章 第4節 第3 資料2-2 2の(5)</p>	<p>第3章 応急対策 第4節「屋内退避・避難誘導等」 第3 安定ヨウ素剤の<u>配布</u>等 <u>国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、国及び関係機関と連携して対応する。</u> <u>※国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布方法等については、現在国で検討中</u></p>	<p>第3章 応急対策 第4節「屋内退避・避難誘導等」 第3 安定ヨウ素剤の<u>服用</u>等 1 安定ヨウ素剤の<u>配布</u> <u>市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配布計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配布する。</u> <u>県（県民生活部）は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、安定ヨウ素剤が県民に確実に配布されるよう市町に対し必要な支援を行う。</u> 2 安定ヨウ素剤の<u>服用指示</u> <u>市町は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速やかに服用できるよう指示する。</u> <u>県（保健福祉部）は、住民等が速やかに服用できるよう市町を支援する。</u> <u>※安定ヨウ素剤の配布等については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等を検討中</u></p>
<p>第3章 第4節 第5 資料2-2</p>	<p>第3章 応急対策 第4節「屋内退避・避難誘導等」 第5 県外からの避難者の受入 <u>1 避難所の設置</u> 原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣</p>	<p>第3章 応急対策 第4節「屋内退避・避難誘導等」 第5 県外からの避難者の受入 原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣</p>

該当部分	改正後	現 行
2の(6)	<p>県の住民が本県に避難することが予想される。</p> <p>県（県民生活部・その他各部局）は、必要に応じて県の保有する施設を避難所として一時的に提供するとともに、市町に対しその保有する施設を避難所として設置するよう要請する。市町が避難所を設置・運営するに当たっては、県は市町に必要な支援、調整等を行う。</p> <p><u>さらに、必要に応じて、市町と協議の上、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することを検討する。</u></p> <p>また、県（保健福祉部）は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入所者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、_____ヘリによる搬送を要請する。）</p> <p>3 避難退域時検査及び簡易除染への協力</p> <p><u>県（県民生活部・その他各部局）は、</u>県外からの避難者の円滑な受入れのため、<u>近隣県が策定する広域避難計画等に基づき、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めるとともに、可能な範囲で、近隣県がU P Z外で行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。</u></p>	<p>県の住民が本県に避難することが予想される。</p> <p>県（県民生活部・その他各部局）は、必要に応じて県の保有する施設を避難所として一時的に提供するとともに、市町に対しその保有する施設を避難所として設置するよう要請する。市町が避難所を設置・運営するに当たっては、県は市町に必要な支援、調整等を行う。</p> <p>また、県（保健福祉部）は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入所者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、<u>ドクターヘリ</u>による搬送を要請する。）</p> <p><u>さらに、県（県民生活部・その他各部局）は、必要に応じて、市町と協議の上、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することを検討する。</u></p> <p>なお_____、県外からの避難者の円滑な受入れのため、_____近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努める<u>こととする。</u></p>

該当部分	改正後	現 行
第3章 第7節 第1 資料2-2 2の(3)	<p>第3章 応急対策</p> <p>第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保</p> <p>第1 食品等の安全性の確認</p> <p>原子力災害が発生した場合、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。</p> <p>また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、<u>国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果</u>等の情報を集約する原子力規制委員会が、<u> </u>飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域<u>や</u><u> </u>当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達<u>することになっている。</u></p> <p><u>このため、当該地域における飲食物中の放射性核種濃度の測定については、県は国から示される検査計画等のガイドラインに基づき、検査計画を策定して実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。</u></p> <p>なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。</p>	<p>第3章 応急対策</p> <p>第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保</p> <p>第1 食品等の安全性の確認</p> <p>原子力災害が発生した場合、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。</p> <p>また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国の<u> </u>緊急時モニタリング結果<u> </u>等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、<u>当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされている。</u></p> <p>なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。</p> <p>※UPZ外における国、地方自治体の役割分担等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定</p>